

令和4年8月30日

文化庁が海賊版による著作権侵害の相談窓口を開設

文化庁は、令和4年8月30日、インターネット上の海賊版による著作権侵害の相談窓口を開設いたします。

近年、インターネット上には違法な海賊版サイトが数多く存在し、著作権者等に大きな被害を与えています。

文化庁では、著作権者等が権利行使することを支援するため、本相談窓口において、主にインターネット上の海賊版による著作権侵害に関するご相談を受け付けます。

1. 相談窓口開設の背景

近年、インターネット上には他人の著作物を許可なく無断でコピーし、配信する違法な海賊版サイトが数多く存在し、著作権者等に大きな被害を与えています。

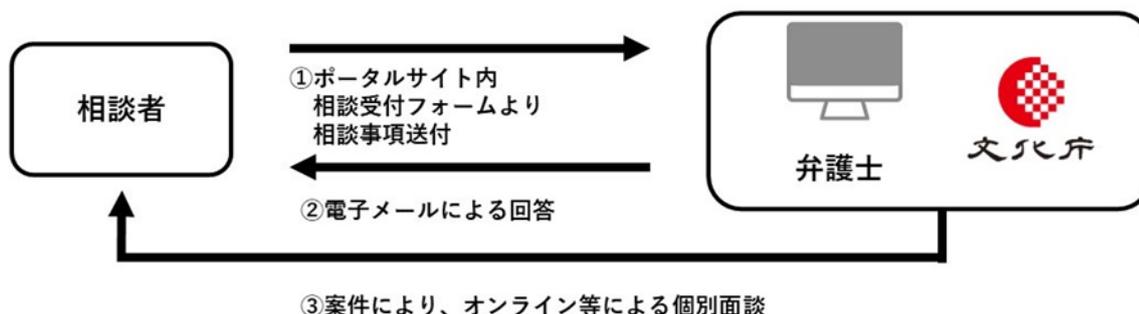
こうした状況を踏まえ、令和4年3月、文化審議会著作権分科会がとりまとめた中間まとめ「国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について」では、海賊版対策の取組をより一層強化するため、相談窓口を新設することが提言されています。

これを受け、文化庁では6月に「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開したところであり、この度、新たに相談窓口を開設し、主にインターネット上の海賊版による著作権侵害に関するご相談を受け付けることといたしました。

2. 相談窓口の概要

相談窓口では、権利者等からの、著作権等の侵害に関するご相談を受け付けます。

ご相談は、ポータルサイト内の相談受付フォームから受け付けます。回答は、原則として電子メールにて行い、案件によってはオンライン等により弁護士との無料個別面談を行うことも想定しています。



3. 公開等

(1) 「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」の URL

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>

以下の QR コードからもアクセスできます。



(2) 公開日時

令和4年8月30日（火）正午

4. 事業の実施体制

本相談窓口事業は、文化庁から事業を受託した弁護士知財ネットが本事業のため事務局を特別に構成して実施するものです。弁護士知財ネットは、日本弁護士連合会の支援の下に誕生した全国規模のネットワークで、1000名以上の弁護士が登録しています。

本事業の事務局を構成する弁護士は、その中でも著作権、コンテンツ、海賊版、アジア、北米、EUの案件に従事し、実績と評価を得ています。

<p><担当> 文化庁著作権課 国際著作権室 海外協力係 電話：03-5253-4111（内線 3164） Email:kokuchosaku@mext.go.jp</p>
--